

森と海をつなぐ環境保全推進事業 申請の手引書

どんな事業？

どうすれば
補助金もらえるの？

申請って
むずかしいの？

どんな書類が
必要なの？

申請のポイントを
解説します！



大分県生活環境部循環社会推進課

森と海をつなぐ環境保全推進事業ってなに？

1. 事業の内容

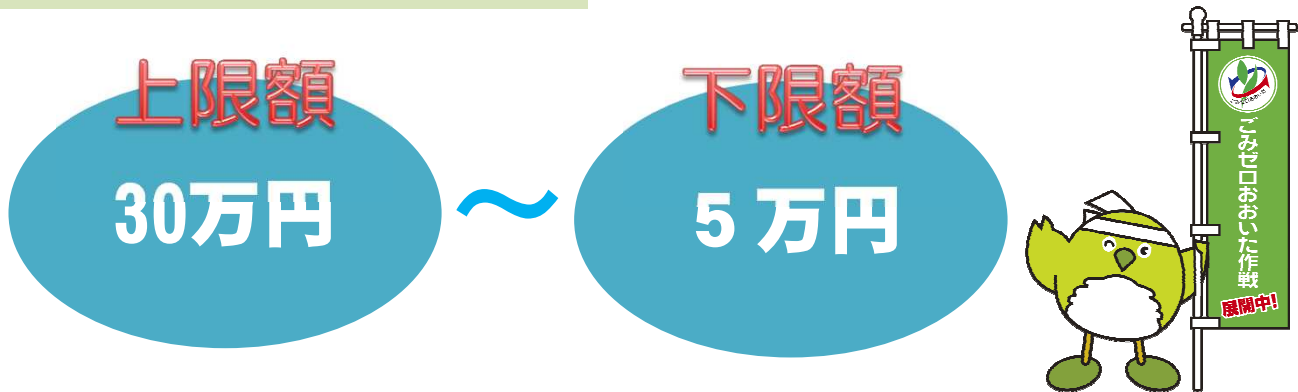
次のボランティア活動を行っている団体に対し、かかった費用の補助を行う事業です。

- (1) 海岸での流木等の収集・運搬・処分
 - (2) 清掃活動と併せて行う環境学習会や連絡活動
- ※連絡活動…海岸清掃参加者の募集や活動実績の報告会など



(写真出展: H26.5.31 大分市田ノ浦ビーチ清掃活動より)

2. 補助金の額 (1団体あたり)



3. 対象になる費用

活動に要した次の費用が対象になります。
※詳しくは県の担当者におたずねください。

【例】

- ・清掃活動に必要な軍手やごみ袋代
- ・熱中症を防止するための飲料水代
- ・大型の流木等を撤去するための重機のレンタル費用や技術者の賃金
- ・流木等の運搬に必要な車のレンタル代や燃料費
- ・環境学習会の講師への謝礼金

など



4. 補助率と財源

補助率 10 / 10

対象費用は補助金の範囲内であれば全て補助できます。

財源 森林環境税基金

皆さまからの貴重な税金で成り立っています。



(写真出展: 別府市関の江海岸実態調査)

はじめにお読みください



補助金の申請前に、次の項目をすべてチェックしてください。

	内 容	チェック
1	ボランティア活動ですか？ ⇒収益を目的とした事業の場合は対象外です。	<input type="checkbox"/>
2	団体として活動していますか？ ⇒代表者・活動内容などがしっかり決まっている必要があります。	<input type="checkbox"/>
3	海岸の清掃活動ですか？ ⇒河川や漁港・港湾の清掃活動は対象外です。	<input type="checkbox"/>
4	対象費用の合計額は5万円以上ですか？ ⇒5万円に満たない場合は、補助金を受けられません。	<input type="checkbox"/>
5	事業の着手前ですか？ ⇒申請前に実施した活動や購入した物品は対象外です。	<input type="checkbox"/>
6	国や県から補助金を受けていませんか？ ⇒国や県からの他の補助金がある場合は、事業に採択できません。	<input type="checkbox"/>
7	市町村のごみ処理担当窓口にご相談していますか？ ⇒ごみの処理方法などを必ず事前に相談してください。	<input type="checkbox"/>
8	県の担当者に相談していますか？ ⇒事前に補助金申請の流れや注意点のアドバイスを受けてください。	<input type="checkbox"/>
9	事業の計画を立てていますか？ ⇒「いつ、どのように、何回」実施するかなどの計画が必要です。	<input type="checkbox"/>
10	【重要】 補助金の審査には時間がかかります。	<input type="checkbox"/>
11	【重要】 補助金のお支払いは原則として精算払い（後払い）です。	<input type="checkbox"/>
12	【重要】 補助金の財源は「森林環境税」という皆さまからの貴重な税金です。	<input type="checkbox"/>



森と海をつなぐ環境保全推進事業の流れ

1. 事業の計画・県担当者へ相談

～1ヶ月以上前

4ページ

事前に県の担当者にどういった活動をするのかお伝えください。「いつ、どこで、何回活動するか」や「何に、どれくらいお金を使うか」も決めておくとスムーズにいきます。



「今なにをしなければならないのか」をチェック！
漏れがないようにお願いします。

2. 事業の認定申請

～1ヶ月前

4ページ

補助金を受けるための最初のステップです。「こういう活動をするので、補助の対象として認めてください」という申請をします。ここまでで活動計画はきっちり決まっていると次の申請もスムーズに進められます。

3. 補助金の交付申請

～2週間前

5ページ

補助金申請本番です！
活動の計画で「何に、どれくらいお金を使う」がはっきりしていれば、審査も早く行えます。
書類の書き方などは県の担当者に聞いてください。

4. 事業の実施

6ページ

「この活動に補助金を出すことが決まりました」という通知がきたら、いよいよ活動開始です！
ケガや熱中症などにはくれぐれもご注意ください。
また、領収書や見積書・請求書などの関係書類は絶対になくさないでください。

5. 事業の完了～実績報告

～30日後

7ページ

「事業が終わりました」という報告作業です。
清掃活動が終わった後の海岸の写真や、支払い関係の書類をすべて提出してください。
報告書の書き方は県の担当者に相談してください。

6. 補助金の請求～支払い

1ヶ月程度

8ページ

「補助金の額を確定します」という通知がきたら、補助金を県に請求します。
補助金がお支払いできるまで少し時間がかかりますが、実績報告まできちんとできていれば問題ありません。

事業の計画から認定申請・内示まで

1. 事業の計画・県担当者への相談

申請前に次のことをしっかりと決めてください。

- ①いつ実施するか
- ②何回実施するか
- ③どこで実施するか
- ④何に、どれくらいお金がかかるか



ご注意！

「台風などで流木が流れ着いたときに作業するので、事前に申請します。」のような確実性のない計画は認められません。

2. 事業の認定申請・金額の内示

- 提出書類
 - ・事業認定申請書（第1号様式）
 - ・事業実施計画書（第2号様式）
- 提出期限
 - できるだけ早めに
 - （清掃活動実施の1ヶ月くらい前に）
- 審査期間
 - 1週間程度
- 審査後に届く書類
 - ・事業認定通知書（第3号様式）
 - ・内示書

「森と海をつなぐ環境保全推進事業を実施したいです。」という申請作業です。



ご注意！

内示書には金額が記載されていますが、**「この事業で申請できる補助金はここまでです。」**というお知らせですので、**補助金額の決定ではありません。**必ず次のステップの交付申請作業が必要です。

申請のポイント

事前に担当者と十分相談を！

県の担当者に事前に十分相談し、電子メールなどで申請書類のやり取りをすることがスムーズに申請を進めるコツです。
※郵送やFAXのやり取りも可能ですが、時間がかかってしまうことがあります。

補助金の交付申請から事業の開始まで

1. 補助金の交付申請

○提出書類

- 補助金交付申請書（第1号様式（第3条関係））
- 事業計画書（第2号様式の4）
- 収支予算書（第3号様式）
- 誓約書
- 清掃の実施区域の図面（1万分の1程度）
（インターネット上の地図でも良いです。）
- 被害状況の写真（箇所ごとに2枚程度）

○提出期限

できるだけ早めに

（清掃活動実施の2週間くらい前に）

○審査期間

2週間程度

※きちんと書類作成ができていれば早く審査を終えられます。

○審査後に届く書類

- 補助金交付決定通知書（第6号様式（その1）（第5条関係））

「事業を認定されたので、補助金の支出を認めてください。」という申請作業です。

申請のポイント

①「何に、いくら使う」をハッキリと！

「飲み物 単価100円×80本」や
「トラック外 1日10,000円×2日」など
補助金額〇〇円を何に使うのかがハッキリ
わかるように申請しなければなりません。

②様式記入例の活用を！

申請書の書き方はわかりづらいので、
ホームページに公開している記入例を
活用してください。

また、書き方がわからないときは、県の
担当者に相談してください。



ご注意！

交付決定の通知が届くまでにした契約や物品購入は対象外です。

かならずこのステップを終えてから事業に着手してください。

また、補助金は後払いなので、団体の予算をよく確認してください。

事業の実施

事業実施のポイント

- ケガや熱中症などには十分注意してください。
- 事業の実施前、実施中、実施後の**写真**を撮っておいてください。
- **見積書**や**領収書**はなくさないでください。
- 集めたごみの処分は市町村の窓口には必ず相談してください。
- ごみの収集量や当日の参加人数などは必ず把握してください。



補助金の変更承認申請



次のようなときには変更の申請が必要です。

- 補助金額が交付決定を受けた額から変わるとき
- 事業の内容が変わるとき
- 補助金の範囲内で経費の配分が大きく変わるとき など

例えば・・・

- 交付決定額は15万円だったが、事業を実施すると事業費が14万円になった。
- 海岸の清掃だけ実施する予定だったが、環境学習会も追加で実施する。
- 消耗品費10万円、重機借上費5万円の計15万円で交付決定を受けたが、消耗品費2万円、重機借上費13万円の計15万円に経費配分を変更する。 など

1. 補助金の変更承認申請

要相談！

- 提出書類
 - 変更承認申請書（第4号様式（第4条関係））
 - 事業計画書（第2号様式の4）
 - 収支予算書（第3号様式）
 - その他提出を指示された書類
- 提出期限
変更が生じたとき（※必ず事業の完了前までに）
- 審査期間
2週間程度
- ※きちんと書類作成ができていれば早く審査を終えられます。
- 審査後に届く書類
 - 変更承認通知書（第6号様式（その3）（第5条関係））

「〇〇を変更しましたので、交付決定内容を変更してください」という申請作業です。

事業の完了から実績報告まで

1. 事業の実績報告

○提出書類

- ・実績報告書（第9号様式（第10条関係））
- ・事業実績書（第2号様式の4）
- ・収支精算書（第10号様式）
- ・契約書または見積書の写し
- ・領収書または請求書の写し
- ・作業完了後の写真（箇所ごとに2枚程度）

○提出期限

事業が完了した日から30日を経過した日、または翌年度の4月20日のうち
どちらか早い日までに提出しなければいけません。

例）・8月20日に事業が完了した場合 → 9月19日まで

・3月31日（年度末）に事業が完了した場合 → 翌年度の4月20日まで

○審査期間

2週間程度

※きちんと書類作成ができていれば早く審査を終えられます。

○審査後に届く書類

- ・補助金額の確定通知書（第11号様式（第11条関係））

「事業をこのように実施しました。」という完了の報告です。

報告のポイント

①支払いに関する書類は全て準備！

見積書・領収書・契約書・請求書など、支払いに関する書類は全て準備して提出してください。（コピー可）

②支払いの種類・時期ごとにまとめを！

（例）消耗品 11,800円

- ・飲料水 100円×80本=8,000円
 - ・軍手 200円×10組=2,000円
 - ・ほうき 600円× 3本=1,800円
- など



ご注意！

①請求書などの宛名は全て団体名義になっていなければいけません。

②領収書などは支払いの中身がわからなければいけません。

× 「品代 10,000円」

○ 「飲料水 100円×80本=8,000円

軍手 200円×10組=2,000円」

補助金の請求から支払いまで

1. 補助金の交付請求

- 提出書類
 - ・補助金交付請求書（第7号様式（第9条関係））
- 提出期限
補助金額の確定通知書を受領後、速やかに
- 補助金支払いまでの期間
2週間～1ヶ月程度

「確定した額の補助金を支払ってください。」という請求作業です。



お支払いまでの期間は、書類がきちんと作成できているかに左右されます。

補助金支払い後に届く通知はありません。支払いが終わったかどうか気になるときは、県の担当者におたずねください。

よくある失敗と県からのお願い

失敗事例1 領収証などをなくしてしまった！

⇒ 領収証などが無い場合、その金額分はお支払いする補助金から減額されます。

失敗事例2 相談なしに買った商品の費用が対象外になってしまった！

⇒ 最初の計画にない出費は補助金対象として認められないことがあります。

失敗事例3 写真を撮り忘れた！

⇒ 活動したことが証明できない場合、補助金を受けられないことがあります。

失敗事例4 交付決定前に消耗品などを買ってしまった！

⇒ 「補助金を出します。」と決まる前に買ったものなどは対象外になります。

お願い



お支払いする補助金は、皆さまからの大切な税金で成り立っています。そのため、きちんとした手続が必要ですし、時間もかかります。事業については、なるべく柔軟な対応ができるように改善していきますが、こうした手続がなければ補助金の交付が受けられないことをご理解いただき、適切な公金支出にご協力をお願いいたします。



もりうみ事業 Q&A



問1. NPO法人や自治会でなければダメですか？

答1. ①団体として、②継続的に、③ボランティア活動で実施していれば対象となりますので、任意団体や民間企業内のボランティアクラブなどでも大丈夫です。

問2. 河口付近で海岸かどうかの判断に迷います。

答2. 潮の満ち引きの影響を受けるかなどで判断します。
補助金が受けられる海岸かどうか不安なときは地図などを添えてご相談ください。

問3. 台風や大雨で大きな流木等が大量に流れ着き、ボランティアだけでは処理できません。
どうすれば良いですか？

答3. お近くの土木事務所や振興局にご相談してください。
大型の流木等は無理にボランティアで処理しようとすると危険な場合があります。

問4. 啓発・連絡活動というのはどういったものを言いますか？

答4. 啓発活動は、海ごみに関する環境学習会や、啓発用チラシの作成・配布などです。
連絡活動は、海岸清掃や啓発活動を行うために必要な打合せなどです。
詳しくはご相談ください。

問5. 団体の総会でかかった費用などの運営費は対象になりますか？

答5. この事業では、団体の日常的な費用（運営費など）を補助することはできません。
よって、そういった運営費や役員報酬などは対象外になります。

問6. 補助金申請の期限はありますか？

答6. 事業の実施前に申請されるのであれば、年度内いつでも申請可能です。
ただし、年度末付近の申請はお断りする可能性もありますので、一度ご相談ください。

問7. 代理の人が申請の手続をしても良いですか？

答7. 構いません。ただし、申請書に記載するお名前やご印鑑は、代表者様のものをお使いください。
(団体としてのご印鑑をお持ちでしたら、そちらをご利用ください。)

問8. ボランティアの参加者にお礼がしたいのですが、その費用は認められますか？

答8. 認められません。お礼金はもちろん、お土産や昼食代なども対象外です。
申し訳ありませんが、それらは自己負担にてお願いいたします。
ただし、重機の運転手など特殊な技術が必要な場合の技術者への賃金や、講演会講師への謝礼金については対象として認められます。

問9. 年に何回も実施して良いですか？

答9. 「〇月と〇月と〇月に〇回、海岸清掃を実施する」という計画であれば可能です。
ただし、補助金の申請は年に一度きりですので、補助金の範囲内（24万円まで）で実施いただくことになります。

問10. 申請するときには参加者人数や処理量が決まりません。

答10. 申請のときは見込みで構いません。

ただし、事業を実施するときに参加人数とごみの量をしっかりと記録してください。

問11. 消耗品の購入なども見積書が必要ですか？

答11. 消耗品（飲み物・タオル・燃料など）については見積書はいりません。

ただし、領収書（レシート）はしっかり保管しておいてください。

問12. 流木を切断するためのチェーンソーの購入費も対象になりますか？

答12. チェーンソーなど高価な物品は、基本的に借りるようお願いします。

レンタル料がかかる場合、レンタル費用は対象となりますのでご安心ください。

どうしても購入しなければならない事情がある場合は、事前に県の担当者に相談し、承認されてから購入してください。

購入する際は、カタログなどを見てなるべく安いものを選ぶのはもちろんのこと、購入に関する資料は全て保管して、提出できるようにしておいてください。

問13. 食料費はどこまで認められますか？

答13. 熱中症などを予防するための塩飴や飲料水までです。

また、環境学習会などのお茶代も認められます。

問14. 環境学習会に外部から講師を招きたいのですが、可能ですか？

答14. 可能です。講師への謝礼金や旅費は対象にすることができます。

環境学習会などはむしろ積極的に実施いただければと思います。

問15. 海岸清掃活動の記録をパネルとして作成・展示する場合の費用は対象になりますか？

答15. 周囲への注意喚起や啓発として展示するのであれば対象にすることができます。

県としましても、皆様の活動記録などはなるべく広くPRしたいと考えています。

問16. 海岸周辺にごみが捨てられないようパトロールする費用は対象になりますか？

答16. パトロールのみを行う場合は対象外となります。

海岸清掃作業と連続して行っていただく場合は、啓発活動の一種と考えることも可能と考えます。実施のご予定がある場合はご相談ください。



このQ&Aにあることがすべてではありません。
迷ったときは県の担当者によく相談するようお願いします。
また、いただいた質問に合わせてこのQ&Aも更新します。

お問い合わせ先

この事業に関するお問い合わせ・書類の提出先

大分県生活環境部

循環社会推進課資源化推進班 担当者

〒870-8501

大分市大手町3-1-1（大分県庁別館5階）

電話：097-506-3126（直通）

FAX：097-506-1748

Mail：a13410@pref.oita.lg.jp

ごみ処理に関する市町村のお問い合わせ先

市町村名	廃棄物担当課（室）名	電話番号	内線
大分市	清掃施設課	097-537-5659	
別府市	環境課	0977-66-5353	
中津市	清掃課	0979-24-5374	
佐伯市	清掃課	0972-22-3984	
臼杵市	環境課 清掃センター	0972-65-3700	
津久見市	環境保全課	0972-82-9513	
豊後高田市	環境課	0978-22-3100	
杵築市	生活環境課	0978-62-3131	
宇佐市	生活環境課	0978-32-1112	523
国東市	環境衛生課	0978-72-9001	
姫島村	生活環境課	0978-87-2111	130
日出町	生活環境課	0977-73-3128	281

※海岸と面していない市町は掲載していません。

また、一部事業箇所では担当窓口が変わる可能性があります。



今後とも、大分県のきれいな海岸づくりに
ご協力をお願いします！